

日本メディア英語学会 学会誌公開規定

1. 目的

- 本規定は、日本メディア英語学会が発行する会誌の電子公開に関する基本方針を定め、学術的貢献と社会的発信を促進することを目的とする。
- 本規定は、「投稿規定（第 16 号以降）」と一体で運用する。

2. 公開対象・方法

2.1 公開対象

第 16 号以降に掲載された論文、研究ノート、実践報告、書評やその他の原稿（以下「本著作物」）を対象とする。

2.2 公開媒体

原則として J-STAGE を通じて電子的に公開する。

2.3 公開時期

発行後速やかに本著作物全文をオープンアクセスで公開し、エンバーゴ期間は設けない。

3. 著作権・ライセンス

3.1 著作権の帰属

本会誌に掲載される本著作物の著作権（日本国著作権法第 27 条・第 28 条を含む）は、著者に帰属する。

3.2 学会への利用許諾

著者は学会に対し、本著作物を J-STAGE その他のプラットフォームで公衆送信、複製、頒布、保存する非独占的・無償の権利を期間の定めなく許諾する。

3.3 公開ライセンス

- 原則として「クリエイティブ・コモンズ 表示-非営利 (CC BY-NC) 4.0」で公開する。
- 著者の申請により編集委員会が認めた場合は「CC BY-NC-ND 4.0」を適用できる。
- なお、学術的・研究的な正当な引用（著作権法第 32 条）は改変に該当せず、ライセンスの制約を受けない。

3.4 著者の権利

著者は以下を行う権利を保持する：

- 公開用原稿 PDF を個人ウェブサイトや所属機関リポジトリに掲載
- 自著書籍・教材・論文集等に収録（CC BY-NC 4.0 は一部可、CC BY-NC-ND 4.0 は全体のみ／一部は引用範囲に限る）
- 教育・研究目的での複製・配布

いずれの場合も書誌情報・DOI を明記し、可能な限り J-STAGE 版にリンクする。

3.5 教育利用の特例

授業、公開講座、研究会、図書館・博物館等の教育プログラムでの利用は、設置主体や受講料の有無に関わらず非営利利用とみなす。

3.6 著者による営利利用

著者が自身の著書・教材への収録、講演・研修での使用などに利用する場合、事前許可は不要とする。

3.7 第三者利用

第三者は、適用される CC ライセンス条件に従って利用できる。営利利用を希望する場合は、著者の許諾を要する。なお、営利・非営利を問わず、利用の際は出典として本会誌に掲載された論文であることを明記しなければならない。

4. AI・情報解析利用

4.1 非営利利用

- CC BY-NC 4.0 の論文については、非営利目的に限り、AI 学習およびテキスト・データマイニング (TDM) 等の情報解析を許可する。
- CC BY-NC-ND 4.0 の論文については、非営利目的に限り、統計的分析やデータ抽出を目的とする情報解析を許可する。ただし、元論文の内容を改変して新たな著作物を生成する利用には、著者の追加許諾を要する。

4.2 営利利用

- 営利目的による AI 学習・情報解析には、著者の事前許諾を要する。
- 本規定でいう情報解析には、機械学習、自然言語処理、テキストマイニング等を含む。

4.3 営利利用に関する学会の役割

利用者と著者の仲介窓口機能

- 標準的な判断指針の提供
- 許諾状況の記録・管理

4.4 適用除外

- 日本国著作権法第 47 条の 7 に基づく情報解析、および学術的引用の範囲内の利用は、この限りでない。

5. 保存・国際発信

5.1 長期保存

J-STAGE による保存に加え、学会独自の保存体制を整え、永続的なアクセスを確保する。

5.2 国際発信

Directory of Open Access Journals (DOAJ) 等の国際的学術データベースへの登録を進め、研究成果の国際的発信を促進する。(注: DOAJ は世界最大のオープンアクセス学術雑誌ディレクトリであり、厳格な審査基準による国際的な品質認証システムである。)

6. 研究倫理・訂正

6.1 倫理遵守

投稿規定に基づき、研究倫理の遵守を確保する。投稿時の研究倫理遵守義務については、投稿規定第 16 条に従う。人を対象とする研究は所属機関の倫理審査委員会等の承認を要する。

6.2 撤回・訂正

研究不正や重大な誤りが判明した場合、編集委員会が撤回・訂正を決定し、J-STAGE 上でその理由を明示する。

7. 国際基準

7.1 国際認証への取り組み

DOAJへの登録を推進し、国際的な学術データベースでの可視性向上を図る。

7.2 国際基準の準拠

COPE (Committee on Publication Ethics) や ICMJE などの国際基準に沿って運営し、継続的な品質向上を図る。

7.3 オープンアクセスライセンスの国際整合性

本学会誌は当面、CC BY-NC 4.0 を採用する。ただし、国際的なオープンアクセスの潮流に則り、将来的に CC BY ライセンスへの移行を目指す。

8. 改定・準拠法

8.1 改定

本方針は、学術出版の動向や関連法令の改正に応じて適宜見直す。重要な改定は理事会で審議し、学会総会に報告する。

8.2 準拠法

本方針に定めのない事項は、日本国著作権法および学術出版の慣例に従う。

附則

- 本規定は 2025 年 10 月 26 日から施行する。
- 詳細は「投稿規定」を参照すること。